

立憲民主 渋谷
The Constitutional Democratic Party

渋谷区議会議員

おだひろみ

区議会レポート Winter

小田浩美プロフィール

- 1965(昭和40)年 9月生まれ 宮城県女川町生まれ 東二丁目在住(34年)
- 家族 夫・娘・息子 渋谷消防団第二分団所属 防災士
- 第14代国土交通大臣馬淵澄夫公設秘書 衆議院議員中谷一馬政策担当秘書 衆議院秘書協議会副会長 民進党秘書会会長 立憲民主党秘書会会長 日本秘書クラブ会員
- 平成31年渋谷区議会議員初当選
- 総務委員会(副委員長) 多様性社会推進特別委員会

もっともっと
輝くシブヤ
Shining Shibuya

122.5mm

A

122.5mm

B

119mm (内側に折り込む面)

C

令和2年度第4回定例会 11月25日～

第四回定例会が11月25日から開催され、条例案12件、補正予算案2件、指定管理者の指定5件、議決案件1件が審議されました。

条例(一部)

- 議員と区長、副区長、教育長、職員、会計年度任用職員、幼稚園教育職員の給与等に関する条例。※コロナ禍において低迷する社会情勢を鑑み、給与等を減額するものです。
- 前定例会の区長発言で急遽廃止宣言された、新島青少年センター条例廃止の条例。
- 証明書発行に関わる、コンビニ多機能端末交付や、郵送請求、オンラ

インでの発行手数料を引き下げする条例。

補正予算

- 第7号 国庫支出金による、渋谷区PCRセンターの運営延長と機能拡大のための予算と都支出金による、都の行政検査から外れる介護施設と障がい者施設利用者職員を対象とするPCR検査費。感染症発生での休館要請や、コロナ禍の影響から減収した区有施設の運営費の補填費。
- 第8号 渋谷本町学園第二グラウンド複合施設建設費に関わる予算。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延により生活が大きく変容した年となりました。見通しのつかないコロナ禍においてはご不安を抱えている方も多いと思います。

各種支援の確認は、内閣官房 HP「新型コロナウイルス感染症対策」よりご確認ください。



なんでもスマホ相談

新型コロナウイルス感染症発生で、暮らしと情報の在り方が大きく変わりつつあります。渋谷区では、急速に発展するデジタル社会に向けて、スマートフォン操作に不慣れな方のために個別のスマホ相談を開始しました。

【日時】 火・金/12:00～16:00

【場所】 渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ(渋谷ヒカリエ8階)

【内容】 スマホの基本操作、メールの送受信、インターネット検索など

【対象】 区在住でおおむね55歳以上の人

【申し込み方法】 電話またはシブカツ窓口
月～金/11:00～19:00 土/9:00～17:00

【お問い合わせ】 生涯活躍推進課生涯活躍推進係
渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ
TEL 6451-1418 FAX 6451-1428

あなたとあなたのお子さんをサポートします

コロナ禍で不安を抱える子どもたちが増えています。お子さんの心の悩みや、ご家族の心配事、発達やしつけ、いじめ、不登校や引きこもりなどの問題について相談に応じています。ささいな事も、話してみたら安心への一歩につながります。

【日時】 新規相談 月～金 9:00～17:00

【場所】 子ども家庭支援センター

【内容】 面談(来所)及び電子メールによる相談
心理・教育・福祉の専門相談員が、子供と相談員、保護者と相談員の面談などを通じて、問題解決に向けた相談を行います。内容により、他の専門機関の紹介も行います。

【対象】 区内在住、在学の幼児から高校生程度までの子どもとその保護者。

【申し込み方法】 新規相談専用電話 03-3463-3748

【お問い合わせ】 メールアドレス:ohisama17@shibuya.tokyo
教育センター教育相談部 電話03-3423-8899

※上記電話番号で、「いじめ110番」「けやき教室」「若者サポート事業」「子どもの心サポート事業」なども相談できます。

新型コロナウイルス感染症相談窓口(年末年始)

発熱などの症状があり、感染が疑われる場合、まずはかかりつけ医に相談する体制となりました。かかりつけ医がない場合、年末年始でお休みの場合は、「東京都発熱相談センター」にご相談ください。

■ 東京都発熱相談センター TEL.03-5320-4592(24時間365日)

発熱などの症状がない場合のご相談は、下記の相談窓口にご相談ください。

- 東京都新型コロナコールセンター TEL.0570-550571
- 厚生労働省電話相談窓口 TEL.0120-565653
- 渋谷区新型コロナ相談窓口(平日のみ) TEL.03-3463-3650

渋谷区新島青少年センター条例廃止へ



9月の定例会で突然廃止報告がされた「渋谷区新島青少年センター」の土地賃貸借契約終了に伴い、同センターに関する条例が廃止されることになりました。立憲民主党渋谷は、新たな青少年施設事業が改めて新島村で行われることを要望し、現行のセンター条例を廃止する条例に賛成しました。



討論者 小田浩美

立憲民主党渋谷を代表いたしまして、只今議題にあがりました議案第51号 渋谷区新島青少年センター条例を廃止する条例に賛成の立場から討論いたします。

本案は、渋谷区新島青少年センターに関わる条例を廃止するものです。

区長は、本年9月9日第三回定例会本会議における区長発言で唐突に廃止を宣言されました。

昨年の台風15号で大きな被害を受けた当センターについては、再整備に向け、令和元年第三回定例会9月10日本会議での区長発言において、「区民ニーズが十分にあること、また、これまでの新島村との交流を鑑み、土地の賃貸借契約を更新した上で、施設の建て替え含め、青少年施設としてのあり方を検討してまいります」と述べられていましたが、一転して廃止をするにあたっては、様々な検討をしてきたが、残念ながら断念したという結論ありきのものでした。再整備にあたりどのような検討、議論がなされていたのか、この一年間議会に伝わっていなかったことは非常に残念に思います。結論からすると、再整備にかかる3億円の見積もりが高すぎるということが一番の障害であり、現状の区財政とコロナ発生に伴う減収を見込めば困難なのだろうと一定の理解はできます。しかし、ここ数年においては、檜原自然の家、山中高原学園、富山臨海学園らが次々と廃止され、続いて新島青少年センターの廃止で、青少年が自然に触れられる環境や施設が徐々に失われつつあります。



ほとんどが老朽化や再整備、管理が困難だという事が理由にあげられておりますが、まさしく施設というものは老朽化していくものであり、運営管理維持には長期展望を持って責任ある計画を立てておく必要があったのではないかと思います。

一方、本定例会における渋谷区一般会計補正予算(第7号)では、区民保養施設である二ノ平

渋谷荘、河津さくらの里しづやの指定管理者からの要請により、コロナ禍における減収分補填のための予算措置がされ、2年経過後には二ノ平渋谷荘の大規模改修も決まっております。ここにきて、区民施設の在り方に大きな偏りを感じざるを得ない状況です。改めて、区民全世代の目的に沿ったバランスの取れた施設整備を検討すべき時だと考えます。他方、区民保養施設の必要性を

問う声もなくはありません。区民指定保養施設も含め、区民の意向をもれなく調査する必要もあると考えます。

東京のど真ん中、大都会渋谷で生まれ育っていく子供たちにこそ、自然体験ができる機会が重要であることは大多数が認識するところであり、その環境を、暮らしを支える行政が作ることは子供たちの成長に素晴らしい影響を与えるものです。

「檜原で川遊びして、給食室でみんなでご飯作って、校庭でキャンプファイヤーして歌ったんだ。」「富山で、学校の友達みんなと海水浴して楽しかった。」「山中で、バードウォッチングしていろいろな鳥を見たよ。」「船に乗って新島にいったんだ、自転車で島中を回って、透き通った海でたくさん泳いで、センターのおいしい食事でお魚が食べられるようになった、降ってきそうなくらいの星空が凄かった。」このような感動の声が、都会へと進化を続ける渋谷の街で成長していく子どもたちから発せられるような、取り組みと環境整備が、今、求められています。



そして、国立の自然体験学習施設にはない、別格の自然環境が新島にはあるということを改めて申し添えさせていただきます。

先の第三回定例会の区長発言では、「これまで培ってきた新島村との関係を大切にこれからも交流を継続し、多くの区民に新島を訪れて頂きたいという気持ちに変わりはありません。(中略) 今後は民泊等を利用し新島の魅力に触れていただけるよう、区として新たな事業や取り組みを導入してまいります。」と述べられています。条例を廃止するにあたり、本来なら、新規計画や、検討事項、方向性が示されるべきであったと考えますが、残念ながら具体的な内容は未だ示されていません。

これまで、50年という長きにわたる渋谷区と新島村との絆を、つなぎ守ってこられた議会諸先輩方の思いと、歴史が絶やされることがないよう、「新島は残す、富山は活かす」との前提に立ち、本会議での区長発言「新たな事業の取り組みを検討し導入する」という言葉を重く受け止め、本条例を廃止したうえで、必ずや、青少年はじめ、長年にわたり新島と交流を続けて来られた方々、団体、区民の皆さまのための新たな取り組みを、有言実行、必ず実現されると信じて、本案に賛成をいたします。



立憲民主党渋谷

住所: 150-8010 渋谷区宇田川町1-1区役所13階
電話: 03-3463-1042 FAX: 03-5458-4967

おだひろ応援会事務所

住所: 150-0011 渋谷区東1丁目8-1 K-HOUSE401号室
電話: 080-5434-0088 FAX: 03-6478-8077

f t i おだひろみ 🔍

e-mail: info@odahiromi.jp
URL: https://odahiromi.jp